

町民税

非課税枠を拡大

—国保税限度額 42万円に—

5月臨時町議会

新議長に野本 眞さん

副議長に小高猶次さんを選任

5月27日、臨時町議会が開かれました。

今議会では、所得の低い人に対する税負担の軽減措置や、地域の人々のコミュニケーションの場として完成した上町共同利用施設に関する条例の改正が審議され、いずれも可決（承認）されました。

また、議長・副議長の改選



議長は選挙によって決められます
投票を行う議員のみひさん

も行われました。内容は次のとおりです。

▼専決処分の承認2件

【条例の改正】

町民税の税額は、均等割と所得割の合計によって決まります。

今回の改正では、夫婦、子供2人の家庭の場合、非課税限度額が均等割では三万二千元増の百二十四千円、所得割が四万円増の百三十七万円までとなり、非課税の枠がそれぞれ拡大されました。このほか、

県共同募金会に対する寄付金控除制度（十万円を超える場合）が新たに加わりました。

【国民健康保険条例の改正】

国保税は、被保険者のみならず、1年間にどのくらいの医療を受けるかを推計し、全体の税額を算定します。そして、一人ひとりの税額を決めるときは、その人の所得や

資産などによって公平に負担していたようですが、限度額も設けられています。

5月議会での改正は、①医療費が年々上昇して、税負担も大きくなってきたこと②一方、所得の増加も進み、課税限度額（40万円）で納める人が多く、これを引き上げない場合は、その分、所得の低い人の負担が大きくなってしま

う——このようなことから、各世帯間の税負担の調整を図るため、課税限度額を二万円引き上げて42万円としました。また、税の軽減を行う基準も

引き上げられ、所得の低い人への配慮がなされました。

▼青年館・集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正

共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 上町青年館に代わる施設として、上町共同利用施設が完成しましたので、公の施設として関係条例を整備しました。

▼監査委員の選任

議会選出の監査委員に川島英夫さんが選ばれ、今後、町の会計を監理することになりました。

一部事務組合議員（敬称略）

八日市場市外三町消防組合議員

伊藤 博 行方祐雄

東陽病院組合議員

野本 眞 土屋英夫

伊藤裕之

山武郡環境衛生事業振興組合議員

河本泰典

山武郡市広域水道企業団議員

平山敬止

九十九里地域水道企業団議員

野本 眞

山武郡市広域行政組合議員

野本 眞